

刑務所における昼夜間単独室処遇のアンケート調査結果

2012年(平成24年)7月30日

日本弁護士連合会 人権擁護委員会

1 調査の趣旨と問題の所在

(1) 刑事被収容者処遇法(新法)による隔離の厳格化

旧監獄法の下では「独居拘禁」(監獄法第15条及び監獄法施行規則第23条)として、施設運用上、あるいは実質的な懲罰待遇として、刑事施設に反抗的な受刑者や処遇困難な受刑者を安易に、しかも極めて長期にまで及んで、昼夜間とも他の受刑者から隔離する運用がなされ、大きな問題点となっていた。

この悪弊を改善するため、2006年5月24日に施行された刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(施行時は「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律。以下「法」又は「新法」という。)は、規律・秩序維持等のための隔離について、期間を原則として3か月以内とし、延長が必要な場合は1か月ごとに更新手続をし、定期的に医師の意見を聴くなどの制限を設けた(第76条)。また、反則行為調査のための隔離も、原則2週間以内、最長4週間までと規定した(第154条第4項ないし第6項)。そしてこれらの隔離の措置は、審査の申請(第157条)として不服申立ての対象とされた。

(2) 新法下での昼夜間単独室処遇による脱法的隔離の問題

隔離の要件・手続を厳格化した新法施行により、法の規定に基づく正式の隔離は激減した。ところが、それと同時に、新法において設けられた制限区分制度の下で第4種に指定された者について、「矯正処遇等は、刑事施設内において、特に必要がある場合を除き、居室棟内で行う。」と定める刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(以下「規則」という。)第49条第5項の運用として、昼夜間、単独室に居室指定される受刑者が全国各地の刑務所において多数存在し、その処遇が事実上の隔離状態になっているのではないかということが、新法施行直後から問題となり、当連合会は、その改善を求めてきた。

また、昼夜間とも単独室に居室指定する処遇(昼夜間単独室処遇)としては、上記制限区分第4種の場合のほか、懲罰終了後工場出役までの待機期間の場合、反則行為調査期間の場合(法第154条第4項に基づく隔離の手続をとらない事実上の処遇の場合)、他施設への移送の待機期間の場合、ある

いは理由を明確にされない場合などがみられ、これらの場合において、集団処遇から排除された事実上の隔離がなされている実態があると見受けられる。

ここには、このような実態が、隔離処遇の要件や期間を法律上限定しようとした新法の規定を事実上潜脱するものではないかという、非常に重要な問題がある。また、このような事実上の隔離処遇は、不服申立制度との関係で、審査の申請（法第157条）や事実の申告（法第163条）の対象とならず、手続的保障が全く及ばないという点からも問題である。

国際人権（自由権）規約委員会も、2008年10月29日採択の日本政府報告書審査に係る総括所見において、「明確な基準ないし不服申立ての機会もないまま一定の受刑者を『収容区画』に隔離する実務を廃止すべきである」と勧告している。また当連合会も、工場への出役待機期間中の昼夜間単独室処遇による事実上の隔離の継続について、横浜刑務所に対し、2009年6月18日付けで人権救済の勧告をしているところである。

そこで当連合会人権擁護委員会は、このような昼夜間単独室処遇による事実上の隔離の実態を全国規模で把握する一つの方法として、各弁護士会に対して人権侵害としての救済申立てがどのようになされているかを把握すべく、本件アンケート調査を行った。

2 調査の概要及び結果について

本調査においては、全国の弁護士会を対象に、各会の人権擁護委員会に申し立てられた新法施行後約3年間の昼夜間単独室処遇に関する人権救済申立事件について、別紙「弁護士会取扱事件の各回答内容」記載の調査項目についてアンケート調査を実施した。

その結果は下記のとおりである。

ただし、別紙「弁護士会取扱事件の各回答内容」記載の各人権救済申立事件の内容は、弁護士会の調査・検討結果を得る前のものを含めた情報であり、その記載内容は申立人の訴えの内容を示すものが中心であって、多くの事件の記載内容は各弁護士会が事実として認定したものではないとみられること、その意味で客観的な事実ではなく問題点の所在を示すにとどまることに留意されたい。

（1）調査期間

2010年5月18日から同年9月15日まで

（2）調査方法

アンケート用紙を郵送及び電子メールで送付し、記入済みの同用紙をFAX

及びデータファイルで回収した。

(3) 調査対象及び回答数

調査対象は全国52弁護士会。回答数は下記のとおり。

回答 45 弁護士会 (有効回収率 87%)

ア 人権救済申立て事例あり・・・26 弁護士会 (58%)

イ 人権救済申立て事例なし・・・19 弁護士会 (42%)

未回答 7 弁護士会

注) 回答締切は6月30日としていたが9月15日までに寄せられた回答も集計した。また、事例ありの回答のうち、本調査が開始されていない予備審査等の事案についても集計の対象とした。

(4) 回答事例件数

「事例あり」と回答した26 弁護士会の救済申立事案の総数 113 件

注) 人権救済申立てとしては1件であっても、その内容に複数回の昼夜間単独室処遇がある事案については、その回数毎に1件として集計した。

類型別内訳

(a) 下記(b)(c)(d)以外の昼夜間単独室処遇に関するもの 95 件

(b) 法第152条に基づく懲罰としての単独室収容に関するもの 12 件

(c) 法第79条に基づく保護室収容に関するもの 4 件

(d) 不明 2 件

注) 後記(6)の「反則行為違反調査期間中のため」という理由については、法第154条第4項に基づく正規の隔離の手続がとられていない事例があることから、上記(a)の昼夜間単独室処遇として分類した。

(5) 上記(4)の(a)の案件のうち、昼夜間単独室処遇の日数

1日以上30日未満 15 件 (16%)

30日以上90日未満 19 件 (20%)

90日以上6か月未満 17 件 (18%)

6か月以上1年未満 16 件 (17%)

1年以上2年未満 11 件 (12%)

2年以上 7 件 (7%)

不明 10 件 (11%)

注) アンケート回答時点での日数である。1か月は30日として集計・分類した。

(6) 上記(4)の(a)の案件のうち、昼夜間単独室処遇となった理由

制限区分第4種に指定されたため 30 件 (28%)

懲罰後，工場出役までの待機期間中のため	13件(12%)
反則行為違反調査期間中のため	25件(23%)
他施設への移送の待機期間中のため	5件(5%)
上記～以外の事由(理由不明など)	35件(32%)

注)一つの事案について複数の理由に該当する場合があるため，上記の合計数は(4)の(a)の案件数である95件と一致しない。

(7)上記(4)の(a)の案件の具体的内容は、別紙「弁護士会取扱事件の各回答内容」のとおり。件数は、人権救済申立事件数としては79件で、昼夜間単独室処遇の回数ごとでは上記のとおり95件である。

3 アンケート結果による実態と問題状況

アンケートの回答内容の多くは、認定された事実ではなく、人権侵害からの救済を求める訴えの存在を示すものであるが、上記(4)の(a)の昼夜間単独室処遇に関する訴えの内容として、次のような特徴が認められる。

まず、昼夜間単独室処遇を受けた者については、昼夜間にわたって作業・食事・就寝が常に単独室で行われるほか、入浴・運動等も単独で行われ、他の受刑者と会話をする機会もほとんどなく、レクリエーション・教誨その他の所内行事への参加も認められず、テレビも見られないなどの訴えが極めて多く、単独室に事実上隔離された処遇を受けている実態が窺われる(別紙「弁護士会取扱事件の各回答内容」参照)。

しかも、このような昼夜間単独室処遇の期間は、法律上の隔離(法第76条)について定められている原則3か月という制限を上回る件数が、期間が判明している85件中51件(60%)にも及んでおり、1年を超える長期間にわたっている例さえも18件と少なからず認められる。

4 新法下での各弁護士会の人権救済措置の状況

全国各地の弁護士会においてもすでに、新法下での長期間にわたる昼夜間単独室処遇(新法施行前から継続しているものを含む。)の不当性を理由とした人権救済申立てに対する勧告等の措置がなされてきており、2012年1月までに当連合会人権擁護委員会に情報提供があったものが6件ある。これらの案件は、長期間の昼夜間単独室処遇により、受刑者の人格権や不服申立ての手続的保障を受ける権利を侵害するものとして、同処遇に対し、警鐘を鳴らしている。

5 改善の必要性

もともと、社会的存在としての人間を昼夜間を通して他の人間から遮断し、単独室に閉じこめて隔離するという処遇自体が、非人間的で、社会的更生という刑罰の目的にも適合しない基本的性格をもつ。それゆえに本来、隔離という処遇は、法律上の厳格な要件の下において、やむを得ない例外的な場合に限って許容されるに過ぎないものである。したがって、事実上の隔離ないし隔離類似の状態を、昼夜間単独室処遇という行刑上の運用によって作り出し、法定外の独居拘禁制度なるものが創設されることがあってはならない。

制限区分第4種の場合であっても、規則において「矯正処遇等は（中略）居室棟内で行う」との定めがあるが、これによって実質的な隔離が行われるとすればその規定自体が問題であるし、その隔離に法律上の根拠がないという点において変わりはない。また、法律に基づかない事実上の隔離は、それ自体違法なものであって、その期間が例えば法律上の隔離の制限期間3か月よりも短い場合であったとしても、許されるわけではない。

そして、真にやむを得ない理由で受刑者を昼夜間単独室に収容する必要がある場合であっても、できる限り短期間とし、かつ、その期間中も、運動・入浴・所内行事等において集団処遇を行うべきことはもとより、単独室にもテレビの設備を設ける等、他の受刑者と同様に社会の情報に接するとともに娯楽の機会も得られるよう、その処遇が改善されなければならない（前記の当連合会2009年6月18日付け勧告参照）。

なお、新法施行後のいわゆる5年後見直しの一環として、極めて不十分ながら、2011年5月23日、規則の一部が改正され、「刑事施設の長は、第4種の制限区分に指定されている受刑者（法の規定により隔離されている者を除く。）に対し、上位の制限区分に指定を変更することができるよう働きかけを行うとともに、できる限り集団処遇の機会を付与するよう努めるものとする。」という条項が新設された（第49条の2）。改正規則は同年6月1日からすでに施行されており、第4種受刑者の昼夜間単独室処遇における運動や所内行事について部分的に集団処遇が実施される例など、一部改善が図られているようであるが、未だごく限られた範囲に止まっているとみられる。

今回のアンケート調査によって、新法下での昼夜間単独室処遇に関する人権救済申立てが、各地の弁護士会に数多くなされており、そこに相当程度共通の問題点が存在することが明らかになったと思われる。アンケートに御協力いただいた各弁護士会に感謝申し上げるとともに、多少なりともこの報告が、昼夜間単独室処遇の問題点を明確化し、関連する事件を処理する際の参考になれば幸いである。

以上

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため
- 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
1	1266	新法施行前から独居、 法施行後は第4種指定 (集計上 に分類)	反則行為があったとして4日懲罰、工場へ出しても同種事犯を繰り返すおそれありとして独居されている	懲罰自体不当な処分であり、一切の集団処遇が認められていない
2	122		[1]反則行為をしたとして閉居20日の懲罰を科された。 [2]「申立人の行状を勘案し、申立人を工場に出業させた場合、同種事犯を惹起するおそれが重い等と判断、され昼夜間単独室処遇となった。 その後満期釈放までの間、同様の状態が継続した」として処遇が継続された。	
3	22 [1] (工場調整中)		反則行為をなしたとして懲罰後、工場調整中として独居の後、第4種指定に基づく独居開始。	
4	230 [2]		反則行為をなしたとして懲罰後、工場調整中として独居の後、第4種指定に基づく独居開始。	
	161 [3] (不明)			
4	270		反則行為をなしたとして懲罰の後、そのまま第4種指定に基づく独居開始。270日後第3種に戻り現在雑居復帰。	懲罰以外の態様は以下のとおり。 豆選等の作業。 テレビ視聴不可、食事・入浴が単独月に1回程度の集団運動(5名程度)以外は運動も単独懲罰等レクリエーションへの参加不可。 ラジオ視聴可。 姿勢制限なし。 隣房等の他囚との会話は必要に応じて認める。
5	128 [1] (不明)		調査後、10日間閉居罰を除き、出役待機。以後工場にて就業出役待機開始日には反則行為があったとしてで戒告処分を受けている。	
	91 [2]			
	446 [3]			
6	11 [1] (不明)		変更の理由は、懲罰及び反目する暴力団関係者が多数いることによる出役拒否	
	517 [2]			
7	59		移送されるのを待っている状態であるが、いつになるのかは、知らされていない状況。移送先の態勢が整っていないことが、理由であるとのこと。	

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため
- 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
8	-		反則行為があったとして取調とされて独居処遇とされたが、自分は関わっていない。	
9	-		反則行為があったとして、調査され「厳正独居」処遇とされているが不当である。	
10	30		反則行為があったという理由で取調べのため隔離処遇を受けた。	誰とも話さず、報奨金が2.0分の1になり、テレビが見られず、慰問にも出られない。
11	21		反則行為があったとの理由で調査を受けた。	就業場所の変更、作業内容変更による報奨金の減額、優遇処遇の降格。
12	15		膝が痛くて行進できなかったことを理由に独居拘留された。	独居拘留でも7日に1回運動できるはずなのに運動させられなかった。重要用務者と面会出来なかった。
13	15		刑務官の執拗なパワーハラスメント。	刑務官に食事中罵声を浴びせ続けられる。
14	-		出役拒否していないにもかかわらず	身体的事情により通常労働が出来ないのに出役拒否を理由に調査・懲罰の名目で単独室処遇を受けている。
15	780		同房者とのトラブルによる第4種指定長期にわたる昼夜間独居	長時間にわたる座った作業をしていることから足の膝関節、腰痛、精神的苦痛

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため
- 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
16	309	工場調整が困難	工場調整が困難となり、解罰になった後も更新の告知なく(昼夜間)単独居処遇が続いている。	更新の告知なく(昼夜)単独生活を強いられた。
17	28	隔離調整(法154条第4項)後、追加調査のため	合計4週間(期間)の延長(有り)調査隔離とされた後、ほぼ同一の事案にて追加調査に付され、昼夜単独室処遇がそのまま継続された。	テレビの視聴が認められず、入浴は単独で、所内行事への参加なし。制限区分第3種であるにもかかわらず工場出役なし。
18	44	(1) 他施設からの移送後(刑執行開始時調査のため)	(1) 相手方へ移送された直後から他の受刑者と異なり、昼夜単独室処遇が開始継続された。	テレビの視聴が認められず、運動・入浴は単独で行われる。所内行事への参加なし。
19	90	(2) (反則行為を繰り返しており、工場の調整が困難)	(2) 閉居罰執行終了後、昼夜単独室処遇が開始継続された。	・出役の希望が認められない。 ・自弁物品を取り上げられている。
20	1305		複数回の反則行為。刑事施設及び受刑者処遇法53条の隔離となる。その後定期的に面接するも出役拒否。出役させた際、職員に危害を加えようとする、大声を発するなどの行為があり、再度隔離。	・体調が回復したのにカメラ部屋の収容は不服。
21	57		懲罰のための単独中に吐血(出血)によりカメラ房に移された。懲罰期間終了と同時に元の舎房に戻されている。	単独入浴、運動を強いられている
	30		反則容疑行為の調査のために、昼夜単独拘禁が常態化している	

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため

懲罰後、工場出役までの待機期間中のため

反則行為違反調査期間中のため

他施設への移送の待機期間中のため

～ 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
22	-		工場定員割れをしていても、懲罰開始後に「出役待ち」という名の隠れ隔離をされている。	
23	-		昼夜単独処遇により不利益を受けている。	[1]慶応区分4類までしかなく、仮釈放も受けられない、[2]独居房の香房の外窓に遮蔽板があり陽が差さない、[3]独居房は小さなトープのみで寒い
24	300		申立人は自傷行為の要注着者に指定され、第2種単独室に収容された。その後第4種指定され、昼夜間独居処遇が開始された。	[1]安座姿勢で紙折り等の雑作業をさせられている、[2]房内の運動は全面禁止、[3]戸外運動は晴天時に狭い運動場にて一人で実施、[4]カリーエージ等を他の収容者と全て分離され、人間的社会的性を奪われている。
25	484		「気をつけ」の後の「礼」をしなかったため閉居罰が科せられ、その後も昼夜単独処遇となった。	[1]視力低下、[2]自律神経失調症やその一つでもある高血圧などの問題、[3]会話不足や運動不足による心身の負担
26	-		[事由]不明 [申立概要]昼夜単独処遇の昼休み時間に読書・筆記禁止	昼夜単独処遇の昼休み時間に読書・筆記禁止
27	-		[事由]不明 [申立概要]不当な長期昼夜単独処遇	
28	164	と	他の受刑者のトラブルに巻き込まれて、調査単独になり、懲罰は受けなかったが、その後昼夜間独居処遇になった。	運動不足で 廃用 ? 障害になった。 申立人はヘルニアなので、養護工場に出させて欲しいという願望を出したが、待遇を改善してもらえない。

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため
- 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
29	56 368		申立人は工場での刑務作業を希望し、単独処遇の解除を何度もお願いしている。刑務所は、「居室において大声を発する行為」「非定型精神病の診断結果」等を理由として単独処遇とした。	一般工場に出ていないことから、職業訓練や余暇活動の援助を得られない、作業報奨金も低額である。
30	30		暴力団との関係を調査する必要が生じたことと、処遇上独居に付された事案。	単独室では、テレビ、ラジオが利用できず、運動も4畳半程度のスペースに5人詰め込まれる。
	450		理由不明。	同上
31	28 と		反則容疑をかけられて調査のために9日間、調査のため単独室収容された。結局懲罰もなく調査は終了されたが、「集団処遇になじまない」という理由で引き続き単独処遇を受けた。	工場に出て作業すること、同囚と話をすることができない。受刑者が唯一楽しみにしているテレビの視聴もできず、精神的肉体的苦痛を受けている。
32	-		刑務所内の喧嘩に巻き込まれた為、首の痛みを理由に病棟へ移りたい旨を職員に相談したところ、「少しの間、独居にいろ」と言われた。	職員の言葉通りにしたところ、就業拒否として懲罰を受けた。また、独居収容者は雑居房収容者に比べて戶外運動の機会が少ない。
33	168		反則行為調査のため昼夜独居となり、反則行為が継続注意で処理された後も独居が継続された。	独居中は単独で運動や入浴を行い、運動会等の行事に出られなかった。またテレビも視聴できず、食事も量の少ない食にされた体重が減った。 独居となって1ヶ月程で反則行為は継続注意(不問)となったので工場出役を希望したが、関連事件の推移を見る為として、その後4ヶ月も独居が続いた。 独居終了後、別工場に出役することとなったが、班長から見習いに降とされ、報奨金が減ってしまった。

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため
～ 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
34	210	(内規に基づく処遇上単独処遇)	数名が懲罰を受け報復の恐れがあり(現に、集団入浴中に後頭部と背中を殴られた)、「集団処遇に馴染まない者」として昼夜単独処遇となった。	工場内作業が認められないことにより、作業賞与金を得ることができない、処遇区分が第4種となり、仮釈放の要件が満たされない
35	5255		[]の事由]懲罰執行 集団処遇が不適当である。	長い間昼夜単独居なので精神的に参加している 工場に出られない
36	3422		[]の事由]休養処遇、懲罰執行 「制限の緩和が第4種の者のうち、集団処遇に馴染まない者」に該当する。 (本人は暴力団幹部)	隔離の脱法行為である。 2010年4月から、運動、入浴までも単独処遇となった。
37	341	(「処遇要領(連示)による。)	[申立概要]同じ工場の受刑者が申立人と「反目」であると訴えたために、申立人が昼夜単独処遇とされ、「行く工場がない」として配役されないまま5ヶ月も昼夜単独処遇のままであるのは人権侵害である。	・自分が持ち込んだ本が読めない、工場の官本が読めない。 ・人とおしゃべりできない。 ・進級、仮釈放が望めない。

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため
～ 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
38	339		<p>[事由詳細] ある事件に関して、他の被収容者と共に報復行動を起こそうとした疑いがある者であり、このような者を集団で処遇した場合、同種の事案を惹起されるおそれがある。 刑事施設の規律及び秩序を害するおそれが顕著に認められるため隔離。 別刑務所収容中においても、自己が提訴した刑務所事案に係る国賠請求に関連した書面を頻繁に裁判所に発信するなどして、いまだに同刑務所に対する不満が根強く、また、別刑務所においてもその処遇等に係る不服申立てを頻繁に行っている実情があること。 [申立概要]上記事件には関与しておらず、なぜ隔離されるのかわからない。</p>	精神的にかなり辛い。
39	415		<p>[申立概要]喧嘩もしていないのに、なぜ独居拘禁かわからない。願書を出して理由を教えてほしいと頼んだが、放置された。</p>	誰とも話せないこと、食事も運動も一人なのは困る。
40	82 349 134 745		<p>長期間単独昼夜独居が明確な理由もなく継続している。</p>	長期間の昼夜単独室隔離により、精神的苦痛を受けている。

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため
～ 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
41	180		[事由]不明 [申立概要]懲罰もないのに、6ヶ月以上昼夜単独拘禁である。	精神的苦痛
42	22		[1]全く身に覚えのない件で取調べを受けた。 [2]不当な取調べで単独拘禁になり、出所2ヶ月前なのに出所後の相談ができな い。	工場の配属先変更
43	190		[1]違反行為のため閉居罰10日間を受け、翌月から隔離単独拘禁され、工場配 役されない状態が続いている。 [2]工場出役していないため、外部教諭師(キリスト教)の指導を受けさせてもらえ ない。 [3]クラブ活動、スポーツ行事にも参加させてもらえない。	外部教諭師の指導が受けられない。 行事に参加できない。
44	75		[1]懲罰が終わったが、未だ工場へ配役されず厳正単独居が続いている。	精神的苦痛
45	90		[1]懲罰を受け、単独拘禁となったが、懲罰が明けた後現在まで単独拘禁が続 き、配役されない。 [2]配役を願ったにも拘わらず、配役されない。 [3]長期間の拘禁でストレスが溜まり、血便が数回あったが、医務がなかなか 診察してくれず、診察後の結果も告知されないままである。	行事に参加できない。 テレビ視聴できない。 ストレスが溜まり血便をおこした。

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため
～ 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
46	50		懲罰手続きの過程で職員と口論となり、保護室に収容され、2日後に同室から出されたが、以後、監視カメラ付の単独室(独居房)に収容された。 当初2～3日との説明であったが、結局1か月半も同室に収容された。	24時間監視体制により多大な精神的苦痛を受けた。
47	30 (所長裁量による。)		[申立概要]1か月間、何ら具体的な理由を告げられず、24時間作動している監視カメラ付きの居房において拘禁処遇を受けたことは人権侵害である。	
48	545		他の被収容者への複数回の反則行為により、懲罰を受けた後、集団処遇になじまないとして、昼夜単独室処遇になった。もっとも、上記期間中、閉居罰を受けていた期間がある。	狭い部屋にずっと一人でいないといけないし、運動も狭い運動場で一人か二人でしないといけないので、精神的苦痛を受けた。

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため
- 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
49	-		反則行為の調査のため、法154条4項、同条5項の隔離あるいは昼夜単独室処遇	狭い部屋にずっと一人でいないといけないし、運動も狭い運動場で一人が二人でしないといけないので、精神的苦痛を受けた。
50	150		反目関係にある受刑者がいるとの理由で工場に出してもらえず、昼夜独居拘禁が続いている。	ノイローゼ気味など体調不良。
51	180		監視カメラ付きの昼夜単独室に入れられている。	ストレス
52	30		長時間置に座らされるので、血行不良、ヘルニアが悪化する。 [事由補足]ただし懲罰のための調査が打ち切れ、実際には懲罰は科されていない	左記のとおり健康障害
53	545		工場に出してもらえず、処遇面で不利益を受けている。	運動や入浴は複数でやっている。仮釈放や更生保護会での身柄引受に支障が出ることを懸念している。
54	90		懲罰後の昼夜単独室処遇が長すぎる。	
55	-		監視カメラ付きの単独室から出してもらえない。	
56	575		工場へ出してもらえず、昼夜単独室のまま室内作業を強制されている。	夜は単独室のほうがいいのだが、昼は精神的につらい。運動等は共同で実施されている模様？

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため
～ 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
57	164		保安上の必要性が充足されていない違法な隔離処分を受けた。第4種指定され、昼夜間独居処遇となる。	法76条に該当しないにもかかわらず、制限区分「第4種」指定において昼夜間独居処遇に付する処分は差別であり、奴隷的拘束である。
58	449		指示違反に対する懲罰を受けた後、第4種指定され、昼夜間独居処遇が開始された。	独居房内では壁にもたれず座して作業を行うが、申立人には腰に持病があり、壁もたれの許可を申し出たが、カメラ房への転房にて様子を見るといわれた。転房が嫌なので現状での処遇を強制させられ、精神的苦痛を受けている
59	1825		誤解や勘ぐりで他の受刑者とトラブルを起こしている。それに対する懲罰を受けた後、独居房に隔離。入所8年目で昼夜間独居処遇期間を満了すると5年になる。	独居房の受刑者主食が申立人だけ定量より少ない量しか給与されていない。(炊場の受刑者が際を見て主食を抜き取っているためと 思っている)
60	208		点検に訪れた刑務官とトラブルになり保護房へ運行された。それに対する懲罰を受けた後、第4種指定され昼夜間独居処遇が開始された。	単独処遇は、集団処遇よりも辛く感じており、集団処遇にしてもらいたいと思っている。
61	233		ある事件に関与したとして被疑者処遇を受けたが、起訴猶予処分となり被疑者処遇を解除された後、懲罰を受けているものではないにも関わらず、一貫して隔離処遇を受けている。	工場配役がされず、行事参加が許されず、報奨金の等工も5等までとされ、進級できないため仮釈放に悪影響を及ぼし、通信教育や資格取得の機会も与えられていないなど差別的処遇を受け、精神的苦痛も受けている。
62	10		理由不明のまま他施設へ不良移送となった	告知もなく独居拘禁、隔離状態にされた。事件への関与の有無に関わらず、受刑者を事件送致・不良移送させた非人道的な対応や措置に納得できず腹が立つ。

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため
- 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
63	176		刑務官に対する反抗を理由に懲罰を受けた後、単独処遇が開始された。	単独処遇を解除して、もとい工場へ戻して欲しい。
64	48		申立人の一身上の都合により、工場出役を拒み作業拒否。それに対する懲罰を受けた後、昼夜間独居処遇が開始された。	正当な理由のない昼夜間独居処遇は理不尽極まりない。
65	101		刑務所内規律違反の疑いのため、強制処置によって独居房へ隔離された。懲罰を受けた後も、隔離独居処遇が続いている。	調査隔離するのが目的でこのような差別的取り扱いをする必要はなく、精神的・肉体的苦痛を強いられている。
66	162		反則行為があったとして懲罰を受けたが、解罰の言い渡しとともに隔離処遇となる。3ヶ月の隔離期限前になって隔離は解除し、第4種に指定するとの告知を受け、昼夜間独居処遇に付された。	申立人は法令に基づき審査申請や不服申立を行っており、そのことを快く思わない刑務所側が見せしめのために不利益な処置を強行している。工場への出役は認められず、他囚人との交流が制限され、行事への参加もない。独居内作業では懲罰措置は期待できなくなり、更生意欲の支えを奪われた思い。
67	48		懲罰を受け2ヶ月後再度懲罰を受けた後、無期限の厳正独居拘禁とされた。	申立人のみ注意し、処罰するのは差別である。再度の懲罰も理由のない処分である。
68	7		申立人と敵対する暴力団関係者とともに作業に従事することは不都合であることを理由に工場の配置変更を申し出たが、納得いく説明のないまま昼夜独居房に移された。	仮釈放をしてもらえず家族に会えなくなる。工場で働くことができない。テレビを見ることができない。精神的苦痛。
69	15		懲罰審査会の審査にかけられることになり、その際、調査のための隔離措置をとられた。隔離までしなくても、工場において刑務作業を行ないながら事実調査を行うことも可能ではないか。調査の為に隔離したのは不当。	工場で働くことができない。

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため
- 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
70	90	(通常居室が満室だったため)	[申立概要]何ら合理的必要性もないのに、苦情申立制度を利用したことに対する報復として、監視カメラが設置されていて、利用上不便さがある第2種独居居室へ収容された。	肉体的、精神的に苦痛。
71	25		事実がないにも関わらず、懲罰舎への収容及び訓戒は不当。	食事の量が少ない。 テレビがない。 単独の作業になり、他の受刑者と接点がない
72	277	申立人が集団の中で問題をおこし、他の受刑者から暴行を受けるおそれがある。	いびきがうるさいと暴行を受けた。 夜間独居にしてほしい。	一日中、狭い部屋に閉じ込められる。
73	47	共同室については、配室の都合である。 複数人による運動は単独処遇の途中から実施している。	接見禁止解除後も、集団処遇にできなかった。 これは、職員による報復である。	集団処遇にならない。
74	28 65	当初は、の反則行為違反調査期間として(28日間)。 同調査終了後は、「調査終了後いわゆる「刑事収容施設法令等」に基づき懲役受刑者としての処遇」という趣旨不明の理由で単独処遇が継続された。(65日間)	不当に長期間裸体検診をさせられた。 申立人が、裸体検診の必要性消滅後も同検診を継続したのは不当であるとの願せんを提出したところ、事実確認と称して調査が行われて独居房に隔離された。同調査終了後も一定期間隔離は継続された。	・テレビが見られなくなった ・慰問への参加禁止
75	30 29 [2] 32 [3] 14 [4] 105 [5]	[1] [2]の反則行為にかかる調査期間として [3] [4] [5]	[3][5]の理由詳細 - 不明 ・単独居室での隔離中に、所有する写真等を破かれた。 ・アレルギーに対する対応がなされない。 ・調査期間後も、不当に、独居扱いでの隔離が行われ、工場に行くことが許されない。	・テレビが見られなくなった ・集会や法要、慰問への参加禁止 ・毎日外で行えるはずの運動が、鳥かごの様な狭い部屋での運動のみとなる ・昇格できるはずのところ、昇格の対象とならず、低い等級での取り扱いはなる。

弁護士会取扱事件の各回答内容

制限区分4種に指定されたため
懲罰後、工場出役までの待機期間中のため
反則行為違反調査期間中のため
他施設への移送の待機期間中のため

～ 以外の事由

No.	昼夜単独処遇の 日数表記	昼夜単独処遇となった事由	申立て(事案)の概要	不利益の内容
76	53		ある反則行為で調査となっていたところ、既に処分を受けたはずの別件でも調査とされ、隔離された。 私物を捜検で毀損された。 告訴しようとしたが、発信可能通数の制限を受けた。	本来認められる日数(28日間)以上の隔離を受けている。
77	229		[申立内容]昼夜単独居が開始して、その後も説明もなく延々と昼夜単独居状態が継続した。 尚、申立人としては、昼夜単独居処遇云々よりも、むしろ、昼夜単独居状態では工場配役に回されることがないので、仮釈放が先延びになるのが嫌なことであった。	本来認められる日数(28日間)以上の隔離を受けている。 昼夜単独居が継続していること(不利益処遇)の理由が説明されておらず、弁解の機会もない。
78	324		[申立概要]物品不正授受で、閉居10日の懲罰を受けた後、「処遇上」という理由で、単独処遇が続いている。	運動の回数・時間が少ない。 運動場所が屋上になっており、充分運動ができない。 休憩が不明確でありながら、報奨金から惹かれている。
79	683		懲罰がなされ、7日間の昼夜単独居処遇が開始された。その後、第4種指定される。	長期にわたる昼夜居室処遇により、体重減少、耳管開放症を発症。 申立人が工場内での就役を求めるも、認められていない。 精神的苦痛のほか、体調面の不調が認められる。